



# 鳥取県公報

平成 26 年 8 月 5 日 (火)  
第 8 6 2 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	建築士法による指定試験機関の変更の届出 (588) (住まいまちづくり課) . . . . . 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (589) (経済産業総室) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (590) (〃) . . . . . 3
	青少年に有害な図書類の指定 (591) (青少年・家庭課) . . . . . 5
	指定居宅サービス事業者の指定 (592) (東部福祉保健事務所) . . . . . 5
	指定介護予防サービス事業者の指定 (593) (〃) . . . . . 5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (23) (教育総務課) . . . . . 6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第588号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する第10条の6第2項の規定により、指定試験機関から同機関の住所及び二級建築士等試験事務の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定試験機関の名称  
公益財団法人建築技術教育普及センター
- 2 変更する事項
  - (1) 指定試験機関の住所  
変更前 東京都中央区京橋二丁目14-1  
変更後 東京都千代田区紀尾井町3-6
  - (2) 二級建築士等試験事務の業務を行う事務所の所在地  
変更前 東京都中央区京橋二丁目14-1  
変更後 東京都千代田区紀尾井町3-6
- 3 変更年月日  
平成26年8月18日

## 鳥取県告示第589号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゴダイドラッグ鳥取店  
鳥取市安長259-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之 兵庫県姫路市錦町104
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
ゴダイ株式会社 代表取締役 浦上 晃之 兵庫県姫路市錦町104
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年3月25日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,199平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 39台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 38台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 面積 28平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 容量 8.92立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア 出入口の数 2か所
    - イ 位置 8の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日  
平成26年7月24日
- 8 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間  
平成26年8月5日から4月間
- 10 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室  
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 11 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

### 鳥取県告示第590号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号及び第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鳥取 A P I  
鳥取市叶 303-1 外
- 2 変更する事項  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻を次のとおり変更する。
- 3 変更年月日  
次のとおりとする。
- 4 届出年月日  
平成 26 年 7 月 7 日
- 5 2 の変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
    - ア 大規模小売店舗を設置する者  
いなば商事株式会社 代表取締役 安住 庸雄 鳥取市叶 306
    - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者  
次のとおりとする。
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6 の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 324 台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6 の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 40 台
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
      - (ア) 位置 6 の書類に記載のとおり
      - (イ) 面積 126 平方メートル
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
      - (ア) 位置 6 の書類に記載のとおり
      - (イ) 容量 53.25 立方メートル
  - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 6 時 30 分から午後 11 時 30 分
    - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - (ア) 出入口の数 4 か所
      - (イ) 位置 6 の書類に記載のとおり
    - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 9 時から午後 4 時まで
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
平成 26 年 8 月 5 日から 4 月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目 220 鳥取県商工労働部経済産業総室

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

## 9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

（「次のとおり」は、省略し、その書類を8の場所で縦覧に供する）

### 鳥取県告示第591号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定 番号	種別	図 書 類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
7215	雑誌	裏ネタ J A C K 2014 8月号	雑誌01931-08	株式会社ダイアプレス
7216	〃	ズバ王 8月号 vol. 138	雑誌15543-08	株式会社ジーオーティー
7217	〃	ザ・ベスト マガジン GOLD 8月号 No. 200	雑誌04039-08	KKベストセラーズ
7218	〃	COM I C 快樂天 X T C vol. 4	雑誌08878-8	ワニマガジン社
7219	〃	漫画プラザ 8月号	雑誌07813-8	株式会社蒼竜社
7220	〃	実話大報 8月号	雑誌15191-08	株式会社ジーオーティー

### 鳥取県告示第592号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年8月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こう ほうえん	にしまち診療所悠々	鳥取市西町五丁目108	平成26年8月1日	居宅療養管理指導
株式会社B A N G	やまだや	鳥取市富安二丁目151 - 1	〃	福祉用具貸与
〃	〃	〃	〃	特定福祉用具販売

### 鳥取県告示第593号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し

たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 8 月 5 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人こうほうえん	にしまち診療所悠々	鳥取市西町五丁目108	平成26年 8 月 1 日	介護予防居宅療養管理指導
株式会社BANG	やまだや	鳥取市富安二丁目151-1	〃	介護予防福祉用具貸与
〃	〃	〃	〃	特定介護予防福祉用具販売

## 教 育 委 員 会 告 示

### 鳥取県教育委員会告示第23号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成26年 8 月 5 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成26年 8 月 8 日（金）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成25年度教育行政の点検及び評価について
  - (2) その他

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年 8 月 5 日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 講習の種別及び受講対象者
  - (1) 初心者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。
  - (2) 経験者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
    - ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

## 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成26年9月9日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各 警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成26年9月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

### (1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

### (2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

## 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

## 6 講習受講手数料及びその納付方法

### (1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

### (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 7 携行品

筆記用具及び印鑑